

小規模保育改修費等支援事業補助金について

本市では、本年4月から市独自の少子化対策の拡充として、市内の保育園、認定こども園、小規模保育事業所に通う0歳児から2歳児までの保育料を無償化したことにより、今後、保育園の利用を希望する申請者が増加することが想定されますので、保育士の確保とともに、保育の量の確保、つまり0歳児から2歳児の保育の受け皿を速やかに確保する必要があります。

1、小規模保育改修費等支援事業補助金の目的

この補助金は、事業者が賃貸借物件を活用して小規模保育事業所を設置する際に必要な整備費用の一部を補助するものです。

2、補正予算の内容

0歳児から2歳児までの保育料の無償化の影響もあり、8月時点において0歳児及び1歳児については、利用者が定員に達しており、空きがない状況です。

本年5月26日から0歳児から2歳児の保育の受け皿を速やかに確保するため、新たに2箇所の小規模保育事業所を整備すべく、小規模保育事業所を設置、運営する事業者を公募しました。

応募を締め切ったところ、2事業者から3施設の提案があり、現在、事業者の選定を進めています。事業者の審査では、事業者の基準に問題はなく、8月時点において0歳児及び1歳児の空きがない状況であることから、当初は2箇所の整備に相当する予算を計上していましたが、更なる保育の受け皿を確保する必要があるため、予算上不足する1箇所分の補助金を補正予算として計上し、その上で事業者の選定及び事業の推進を図り、今年度中の開園、または令和6年4月の開園を目指し、今後の保育需要の増加に対応していきます。

3、補正予算額

18節負担金、補助及び交付金	
○小規模保育改修費等支援事業補助金	16,731千円